

入口支援における弁護士会と社会福祉士会との連携に関する調査研究**－「刑事裁判の弁護活動への社会福祉士の関与に関する調査」から－**

○ 日本福祉大学 金子 毅司 (009882)

掛川 直之 (立教大学・009301)

キーワード：司法福祉、入口支援、更生支援

1. 研究目的

2021年より、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等の立場におかれ、高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な人に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」が地域生活定着支援センターの本来業務の一環として開始された。この業務は、主に検察庁との連携が想定されており、起訴猶予事案が主たる対象とされている。

他方、主に弁護士会との連携のなかで、情状弁護の一環として、執行猶予事案を主たる対象としたいわゆる「入口支援」も存する。刑事裁判の被告人の多くに福祉ニーズがあることが知られるようになり、その中で弁護活動の一環としてソーシャルワーカーが更生支援計画を作成する実践が全国各地で始まっている。こうした入口支援については、制度化にまでは至っていないものの、都道府県ごとに、弁護士会と社会福祉士会等との間での協定の締結等が行われつつある。

しかし、現段階でこうした「入口支援」に関する協定等に基づく活動実績には大きなばらつきが生じている。被疑者・被告人の福祉ニーズへの着目は、現在、国が推進する再犯防止推進政策にも大きく寄与することであり、ソーシャルワーカーの刑事裁判への積極的な関与が全国的に展開されることが求められる状況にある。

本研究の目的は、このように都道府県ごとに独自の方法で展開されている、いわゆる「入口支援」につき、全国の現状を明らかにすることにある。弁護士会と社会福祉士会等との連携等のあり方を整理していくことで、こうした「入口支援」を制度化していくうえでの課題を明確にしていくこととする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、対象となる地域（12都道府県）の弁護士会、社会福祉士会を訪問し、司法と福祉の連携に係る委員会・部会等の担当者に対し、インタビューガイドを用いて、対面における聴き取り調査を行った。調査期間は、2022年6月から2022年9月であった。

3. 倫理的配慮

本調査を実施するにあたっては、日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認を受けて実施した（申請番号：21-050-02）。調査の協力は任意であり、答

えたくない質問には拒否ができること、回答後の撤回も可能であること、プライバシー保護に配慮し、個人の特定を避けること等を説明し、同意を得たうえで実施した。

なお、本研究の実施にあたっては共同研究者の承諾を得ている。

4. 研究結果

本聴き取り調査の結果、入口支援における弁護士と社会福祉士の連携は、①弁護士会と社会福祉士会との間で協定を結び更生支援を行う「協定締結型」と、②弁護士会と社会福祉士会との間では協定は結ばずに更生支援を行う「協定非締結型」とに分類された。

この「協定締結型」、「協定非締結型」は、①実働するソーシャルワーカーの名簿を作成し、その中から弁護士がソーシャルワークの選定を行う「名簿型」と、②名簿は作成しない「非名簿型」にそれぞれ分けることができた。

加えて、①稼働するソーシャルワーカーを社会福祉士に限定する「限定型」と、②社会福祉士等の有資格者には限定せず、更生支援を担う「非限定型」に分けられた。

ソーシャルワーカーによる入口支援に関しては、報酬規程を定めているものと、規程は定めていないものとに分類された。さらに、報酬の財源についてはその多くが弁護士会の財源によるものであった。

5. 考察

今回の調査で「非締結型」の取組みが確認されたが、更生支援を実施するにあたっては責任の所在や互いの役割を明確化することが重要である。「福祉の司法化」を防ぎ、ソーシャルワーカーが独立した専門職として支援を行うためにも協定を締結することが望ましい。

また、実働するソーシャルワーカーを社会福祉士に限定しない「非限定型」の取組みが明らかとなったが、一部都道府県では精神保健福祉士協会や任意団体が入口支援を行い、すでに成果を挙げている。入口支援の発展のためにもこれらの方向性は維持されるべきであろう。

一方で、すでに複数の都道府県で実施されているが、入口支援における支援の質を担保するためにも研修を行い、ソーシャルワークの価値を確認する機会は必須である。

加えて、今回の調査では、入口支援におけるソーシャルワーク活動への報酬は、その多くが弁護士会の財源から拠出されていたが、ソーシャルワーカーが自身の専門性に基づく活動を行うためにも、福祉領域での財源確保が求められる。

*本研究は、日本学術振興会 基盤研究(B) (課題番号：21H00799)「刑事裁判の弁護活動へのソーシャルワーク専門職の関与のあり方に関する総合的研究」(研究代表者：藤原正範)の助成によるものである。

*本発表に関連して、開示すべきCOIはありません。